

## 志學館大学高大接続教育センター規程

### (趣 旨)

第1条 この規程は、学校法人志學館学園が定める「管理及び運営に関する規則」第41条第2項及び「志學館大学学則」第62条の2第2項の規定に基づき、志學館大学高大接続教育センター（以下「センター」という。）に関し必要な事項を定める。

### (目 的)

第2条 センターは、志學館大学（以下「本学」という。）の高大接続教育及び導入教育を行うことにより、本学学生の学習力向上に向けた支援の充実に資することを目的とする。

### (業 務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 高大接続教育及び導入教育の企画立案及び実施
- (2) 学生の学習力向上に向けた支援の実施及びそのための全学的な連絡調整
- (3) 前2号に関する情報収集
- (4) その他センターの目的を達成するために必要な業務

### (組 織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる職員で構成する。

- (1) センター長
- (2) センター員 若干名
- (3) 事務職員

2 センター長及びセンター員は、本学の専任教員のうちから学長が任命し、その任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 センター員にはFD推進委員を含むものとする。

4 事務職員は、本学事務局学務課の職員が兼務する。

### (センター運営会議)

第5条 センターに、第3条に掲げる業務を行うため、センター長及びセンター員で構成するセンター運営会議を置く。

2 センター運営会議は、センター長がこれを招集し、その議長となる。

3 センター長に事故があるときは、センター長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

4 センター運営会議には、学長補佐（学務担当）が出席し、意見を述べるができるものとする。

5 センター長が必要と認めたときは、センター員以外の者をセンター運営会議に出席させ意見を聴くことができる。

### (事 務)

第6条 センターの事務は、学務課で処理する。

### (雑 則)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 志學館大学共通教育センター規程（平成21年6月24日制定）は、廃止する。